

# 早島町立早島小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月(令和8年3月改定)

## いじめに関する現状と課題

・本校は大規模校であるが、多くの児童は落ち着いた雰囲気の中で学習や生活ができています。しかし、友達との関係をつくることが苦手な児童やデジタルシティズンシップに対する意識が未熟な児童もいる。また、友達関係でトラブルになった時に自分で解決できず、大きなトラブルに発展することもある。このことから、よりよい人間関係を築くことができるような支援と情報教育の充実が必要とされている。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめの早期発見のために、教育相談週間にアンケートを実施し、得られた情報を職員間で共有する。また、実施時期の工夫として、教育相談をいじめ防止月間である6月・10月に行う。  
・いじめの未然防止に向け、児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる場を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを行う。  
・毎週の学年会で共有した児童の情報を全職員で共有できるようにすることで、教師の危機管理意識を高めるとともに、学年間で連携して、児童の支援に当たることができるようにする。

### <重点となる取組>

- ・校内研究と関連して、PBISを通じた規範意識や人権意識を高めることができるよう、学校内で共通意識をもって、道徳科を始めとした各学習に取り組む。(R7~)
- ・プロジェクト[KIZUKI]・発達支持的生徒指導を踏まえた児童の主体的な取組の推進や教職員の児童への関わりの転換を意識した実践研究に取り組む。(R8・R9)

### 保護者・地域との連携

#### <連携の内容>

- ・民生委員といじめ問題について意見交換や協議をし、取組の改善に生かす。
- ・学校等で行ういじめ問題等の各種相談窓口を紹介し、活用を促す。
- ・学校運営協議会の協力を得て、児童の生活に関する見守りや情報提供の場を設け、いじめの早期発見に努める。

### 学 校

#### いじめ対策委員会

##### <対策委員会の役割>

- ・相談窓口になること。
- ・発生したいじめ事実への対応を行うこと。

##### <対策委員会の開催時期>

- ・児童の実態に応じて行う。

##### <対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・職員会議等で全職員に通知。緊急の場合は、終礼で伝達する。

##### <構成メンバー>

- ・校外  
スクールカウンセラー・PTA会長・民生委員等
- ・校内  
校長・教頭・教務・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・養護教諭等

#### 全 教 職 員

### 関係機関等との連携

#### <連携機関名>

- ・県教育委員会・早島町教育委員会

#### <連携の内容>

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

#### <学校側の窓口>

- ・教頭

#### <連携機関名>

- ・倉敷警察署

#### <連携の内容>

- ・定期的な情報交換・非行防止教室の実施

#### <学校側の窓口>

- ・教頭、生徒指導主事

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

### ① いじめの防止

- (道徳科)  
・道徳の授業を充実させ、心の教育に取り組む。いじめについてしっかり考えさせる授業を行う。
- (デジタルシティズンシップ)  
・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるためのデジタルシティズンシップに関する授業を、毎年行う。
- (居場所づくり)  
・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じることができる学校作りを進める。  
・「ほめ言葉のシャワー」や「よいところ見つけ」などの活動を行うことにより、認め合い、励まし合う集団づくりに努める。
- (教員研修)  
・教員の授業力の向上に努めたり、学級経営の危機管理意識を高めたりすることができるような研修を行う。
- (情報共有)  
・学年会の中で、気になる児童の情報交換を行うことで、きめ細やかに児童の様子に気を配ることができるようにする。また、大勢の目であたたく児童に接する雰囲気をつくることのできるようにする。いじめの情報や学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反することを教職員に周知する。(青ファイルに追記していく)  
(学校適応感の向上)

### ② 早期発見

- (実態把握)  
・年2回教育相談を行う。その際に児童の実態把握のためアンケートを行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見につなげる。また、定期的にいじめについてのアンケートを実施する。
- (相談体制の確立)  
・相談担当の教職員を児童に周知するとともに、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
- (情報共有)  
・毎週の学年会で共有した児童の情報を全職員で共有できるようにすることで、学年間で連携して、児童の支援に当たることができるようにする。
- (家庭への啓発)  
・本校の人権週間や岡山県で制定されているいじめ防止月間での取り組みを知らせる。

### ③ いじめへの対処

- (いじめの有無の確認)  
・本校児童がいじめをうけているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした時は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)  
・いじめへの組織的な対応を検討するために、いじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた児童への支援)  
・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- ・いじめをうけた後、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。
- (いじめた児童への指導)  
・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることや、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切且つ毅然とした対処を行うとともに、当該児童周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導する。